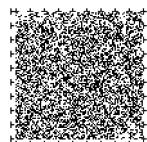


(推進協議会第1回総会 資料5)

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し(案)



障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（案）

令和5年1月23日開催「社会保障審議会障害者部会」資料より抜粋

障害福祉計画策定に係る国的基本指針について、現在、社会保障審議会障害者部会において以下のようないくつかの見直しが審議されている。

1 基本指針見直しの主なポイント

（1）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

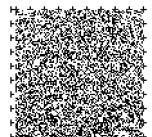
- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記

（3）福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

（4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進



- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

（5）発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

（6）地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

（7）障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

（8）「地域共生社会」の実現に向けた取組

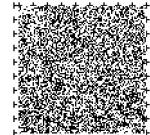
- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

（9）障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

（10）障害福祉人材の確保・定着

- ・ＩＣＴやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の



推進

(1 1) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握
障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点から
の、よりきめ細かいニーズ把握

(1 2) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

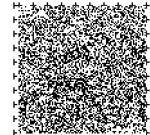
2 成果目標に関する事項

(1) 施設入所者の地域生活への移行

見直し案（新）	現行（旧）
【施設入所者の地域生活への移行に関する目標】 <u>令和8年度末時点</u> で、 <u>令和4年度末時点</u> の施設入所者の <u>6%以上</u>	【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】 <u>令和5年度末時点</u> で、 <u>令和元年度末時点</u> の施設入所者の <u>6%以上</u>
【施設入所者数の削減に関する目標】 <u>令和8年度末時点</u> で、 <u>令和4年度末時点</u> の施設入所者数から <u>5%以上削減</u>	【施設入所者数の削減に関する目標】 <u>令和5年度末時点</u> で、 <u>令和元年度末時点</u> の施設入所者数から <u>1.6%以上削減</u>

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

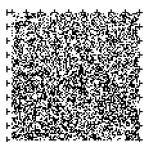
見直し案（新）	現行（旧）
【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】 <ul style="list-style-type: none">・精神障害者の精神病床から退院後1年内の地域における平均生活日数：<u>平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値</u>、325.3日以上	【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】 <ul style="list-style-type: none">・精神障害者の精神病床から退院後1年内の地域における平均生活日数：<u>316日以上</u>
・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）： <u>令和2年度と比べて約3.3万人減少</u>	・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）： <u>平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少</u>



見直し案（新）	現行（旧）
<ul style="list-style-type: none"> 精神病床における退院率 平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値を基本 入院後3か月時点の退院率を<u>68.9%</u>以上 入院後6か月時点の退院率を<u>84.5%</u>以上 入院後1年時点の退院率を<u>91.0%</u>以上 	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床における退院率 入院後3か月時点の退院率を<u>69%</u>以上、 入院後6か月時点の退院率を<u>86%</u>以上 入院後1年時点の退院率を<u>92%</u>以上

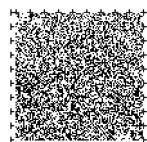
（3）地域生活支援の充実

見直し案（新）	現行（旧）
<p>【地域生活支援の充実に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までの間、各市町村において<u>地域生活支援拠点等を整備</u>（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、<u>その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討</u> 	<p>【地域生活支援拠点等における機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討
<p>【強度行動障害を有する者への支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、<u>強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本</u> 	(新規)



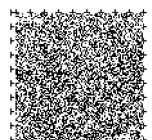
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

見直し案（新）	現行（旧）
<p>【就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の<u>1.28倍</u>以上 (内訳) 就労移行支援：<u>1.31倍</u>以上 就労継続支援A型：概ね<u>1.29倍</u>以上 就労継続支援B型：概ね<u>1.28倍</u>以上 <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本 	<p>【就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度までに令和元年度の一般就労への移行実績の<u>1.27倍</u>以上 (内訳) 就労移行支援：<u>1.30倍</u>以上 就労継続支援A型：概ね<u>1.26倍</u>以上 就労継続支援B型：概ね<u>1.23倍</u>以上
<p>【一般就労後の定着支援に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業の利用者数 令和8年度末利用者数：令和3年度末実績の<u>1.41倍</u>以上 就労定着率が<u>7割以上</u>となる就労定着支援事業所を<u>2割5分</u>以上 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本 	<p>【就労定着支援事業に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業の利用者数 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、<u>7割</u> 就労定着率が<u>8割以上</u>となる就労定着支援事業所を<u>7割</u>以上

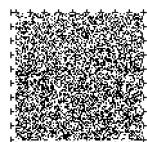


(5) 障害児支援の提供体制の整備等

見直し案（新）	現行（旧）
<p>【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センター<u>や地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</u> 	<p>【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センター<u>が保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</u>
<p>【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。 令和8年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保



見直し案（新）	現行（旧）
<p>【重症心身障害児・医療的ケア児への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：<u>令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保</u> 	<p>【重症心身障害児・医療的ケア児への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：<u>令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置</u> ・<u>令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</u> 	<p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</u>
<p>【障害児入所施設からの円滑な移行調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう</u>に、<u>令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置</u> 	<p>(新規)</p>



(6) 相談支援体制の充実・強化等

見直し案（新）	現行（旧）
<p>【相談支援体制の充実・強化等に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 	<p>【相談支援体制の充実・強化等に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保 	(新規)

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

見直し案（新）	現行（旧）
<p>【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築 	<p>【障害福祉サービス等の質の向上に関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

